

賦に赤檜爲權、詩の竹竿篇に檜楫あり、是皆がいなり、今艦權とすべき者、檣を用、櫓、櫂、マテ、バシ、イなど用こと、貝原和本艸にも載られたり、○中略

打楫 万葉に、玉纏の小楫とよめり、藻鹽草に、うちかいといへり、字注、在傍撥水、短曰楫、又前推曰、槳、縦曰櫓、横曰槳、櫓は櫓床ありて、たてに押す者なり、打かいは小船に用、船柁に繩をわなにく、り、是に通し、左右のかたはらに有てみじかく、船柁をろ床として、横に水を撥、前へおして船をやる者也、韻會に注せるがごとし、亥かれは楫、楫、槳、櫂、並に打かいとすべし、舳のおさへに立るを練楫と云、長くして大也、凡かいは川江に用て海中に用られず、打かいは河海江湖、用られざる處なし、武備志に、盪槳と有、論語に、臯盪舟、盪は陸地に舟を行也、やりるとすべきか、軍書に、槳をわきろと讀せり、共に打かいとすべし、今游艇に用、又すべて山川高瀬舟に用る者なり、

〔古今著聞集偷盜十二〕後鳥羽院御時、交野八郎と云、強盜の張本ありけり、今津に宿したるよしきこしめして、西面の輩をつかはして、からめ、召れける、やがて御幸成て、御船にめして、御覽せられけり、彼奴は究竟のものにて、からめて、四方をまきせむるに、とかくちがひて、いかにもからめられず、御船より、上皇みづから、かゝいをとらせ給ひて、御をきてありけり、その時、則からめられにけり、水無瀬殿へ参たりけるに、めしすえて、いかに汝程のやつが、これほどやすくは搦られたるぞと、御尋有ければ、八郎申けるは、○中略御幸ならせおはしまし候て、御みづから御をきての候つる事、忝くも可申上には、候はね共、船のかいははしたなく、重き物にて候ふを、扇杯をもたせ候様に、御片手にとらせおはしまして、やすくととかく御をきて候つるを、少みまいらせ候つるより、運つきはて候て、力よはくと覺へ候て、いかにものがるべくも覺へ候はで、からめられ候ひぬると申たり、

〔太平記十五〕大樹攝津國豊島河原合戰事